

令和6年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年12月24日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月24日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	山 岸 美 登 利
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	飯 田 雅 広	6番	板 倉 浩 幸
	7番	三 浦 知 将	8番	吉 田 正 昭
	9番	加 藤 裕 子	10番	富 田 さ と み
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 策 推 進 室	室 長	小島 昌己		
	総 務 部	部 長	鈴木 敬	次 長 兼 税 務 課 長	鈴木 孝治
		総務課長	藤下 真人		
	民 生 部	部 長	不破 生美	次 長 兼 環 境 課 長	石原 己樹
		保 險 医 療 課 長	後藤 雅幸	健 康 推 進 課 長	小澤 有加
		介 護 支 援 課 長	松井智恵子		
	産 業 建 設 部	部 長	肥尾建一郎		
	上 下 水 道 部	部 長	伊藤 和光		
	消 防 本 部	消 防 長	竹内 豊		
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服部 英生	教 育 部 長	館林 久美	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	萩野 み代	書 記	荒木 慎介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第68号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第69号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第70号 蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第71号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第5 議案第72号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第73号 令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第63号 蟹江町室及び部設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第64号 蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第65号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第66号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第67号 令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 発議第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第13 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第14 議案第68号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 追加日程第15 議案第69号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 追加日程第16 議案第70号 蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 追加日程第17 議案第71号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）
- 追加日程第18 議案第72号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第19 議案第73号 令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、令和6年第4回蟹江町議会定例会の最終日です。皆さんのご協力をよろしく願います。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、発議第4号の議員提出議案及び総務民生常任委員会審査報告書並びに議会運営委員会報告書を配付してあります。よろしく願います。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態とさせていただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る12月18日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、去る12月18日に開催されました令和6年第4回12月定例会第2回議会運営委員会の協議内容についてご報告を申し上げます。

1、意見書の審議結果について。

(1) 採択することになった意見書。愛知県の私学助成の拡充に関する意見書。

(2) 不採択とすることになった意見書。ア、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書。イ、物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書。ウ、介護保険制度の改善を求める意見書。エ、介護労働者の労働環境の改善を求める意見書。オ、18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書。カ、小中学校の給食費無償化を求める意見書。キ、障害児者の「暮らしの場」の拡充を求める意見書。ク、医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくすことを求める意見書。ケ、子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで、拡充を求める意見書。コ、国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書。サ、小中学校給食無償化のための補助制度新設等を求める意見書。シ、感染症病床の増床・地域に必要な病床の確保を求める意見書。ス、地域医療介護総合確保基金を活用し医療・介護・福祉職場への補助を拡充することを求める意見書。セ、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書。

2、令和7年第1回（3月）定例会の日程について。

これは別添の資料1をご覧ください。

今回の予定は、昨日決定されました町長選挙の日程に関係して、かなり日程が変更という
か、例年より変わっておりますので、皆さんご注意をお願いいたします。

それでは、読み上げてまいります。

2月21日金曜日、議会運営委員会。

2月28日金曜日、開会。終了の後、全員協議会。

3月3日月曜日、全員協議会終了しなかった場合の予備日となっております。

4日火曜日、常任委員会。10日月曜日、一般質問。11日火曜日、一般質問の予備日となっ
ております。

12日水曜日、予算審議。13日木曜日、予算審議の予備日となっております。

14日金曜日、閉会となっております。

ちなみに、18日火曜日が町長選挙の告示日、23日日曜日が町長選挙日となっております。

3、3月定例会における一般質問通告書提出期限について。

通常、一般質問通告書の提出期限は、定例会初日、前日正午までとじていますが、令和7
年3月定例会は、特例として、提出期限を令和7年2月19日水曜日、正午までといたしました
ので、ご注意をお願いいたします。

4、追加議案について。

(1) 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職
の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

(2) 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
について。

(3) 蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

(4) 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）。

(5) 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

(6) 令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）。

追加議案として、上記6件を上程したい旨、理事者から申出がありました。

(4)については、議案上程された後に暫時休憩として直ちに全員協議会を開催し、内容
に関する説明を受け、その後、本会議を再開することといたしました。

なお、6案件は、いずれも議案上程の後に精読とし、追加日程により審議、採決すること
といたしましたので、よろしくをお願いいたします。

5、その他。

(1) 常任委員会の所管及び名称の変更について。

以下のとおり、常任委員会の所管の割り振りを変更し、それに伴い、名称を改めることと
いたしました。今後、条例改正に向け、事務を進めることといたしました。

ア、政策推進室、総務部、産業建設部、上下水道部、消防本部の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項。これらを取り扱う常任委員会として、名称は総務建設常任委員会。

イ、民生部、教育委員会の所管に属する事項を取り扱う常任委員会として、名称は民生教育常任委員会。

以上のように決定いたしました。

(2) 3月議会議案説明会の開催について。

日時、令和7年2月17日月曜日午前9時。場所は3階の協議会室となっております。

(3) その他。

3月議会議案説明会終了後に給食センターへ移動し、給食の試食を行うことといたしました。

報告は以上となります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

皆さん、おはようございます。

では、ご提案申し上げます。

議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど一部改正要点にて説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。下の欄になります。

提案理由。この案を提出するのは、議員等の期末手当の支給割合を引き上げるために必要があるからである。

なお、3ページから5ページまでは、新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

では、6ページをお願いいたします。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正要点。

第1条関係。蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。

第6条（期末手当）。第2項、令和6年12月期の支給割合につきまして、100分の170から100分の175へ改正。

第2条関係。蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。

第6条（期末手当）。第2項、令和7年6月期の支給割合について、100分の170から100分の172.5へ改正。令和7年12月期の支給割合について、100分の175から100分の172.5へ改正。

第3条関係。蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第4条（諸手当）。令和6年12月期の支給割合について、100分の170から100分の175へ改正。

第4条関係。蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第4条（諸手当）。令和7年6月期の支給割合について、100分の170から100分の172.5へ改正。令和7年12月期の支給割合について、100分の175から100分の172.5へ改正。

7ページをお願いいたします。

第1条（施行期日等）。第1項、第1条及び第3条の規定は公布の日を、第2条及び第4条の規定は令和7年4月1日を施行日とした。第2項、第1条及び第3条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から適用とした。

第2条（期末手当の内払）。改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条又は第3条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすことを規定した。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

ここ数年、町議会議員の議員報酬と特別職の、基本的には期末手当の支給を遡及して、6月分の遡及として、6月、12月を上げるということなんですけれども、ちょっと支給割合に

ついて、まずお伺いしたいんですけれども、6条第2項は、12月期ということで、6月期の支給割合と合わせて0.05上げるということで、それ以降が0.25ずつ上がるという解釈でよろしいでしょうか。お願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいまの板倉議員のご質問、支給割合についてということで、ご答弁させていただきます。

支給割合につきましては、12月期の支給の割合を1.75。今回の条例改正につきましては、翌年度の令和7年4月1日の施行にしまして、令和7年の6月と12月を1.725ずつに戻すというか、1.725にするという改正になります。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

そうすると、来年、令和7年度については1.725ずつで、トータル的には0.05上がるということの認識ですよね。6月分遡及ということですので、今年度分については、6月、12月も支給あったんですけれども、それについてトータル的にまた0.5上げて、再支給するという認識ですね。

それで、今回、毎回そうなんですけれども、提案理由としてこの案を提出するのは、議員等の期末手当の支給割合を引き上げるために必要と毎回あるんですけれども、その辺について、本来、後から出てくる一般職については、もともとが人事院勧告に基づいての職員、一般職の職員、会計年度職員もそうですけれども、それに準じて引き上げて、それが町議会議員、また、特別職、いわゆる町長の期末手当を引き上げる結びつけ、毎回聞いているんですけれども、その辺が準ずるものじゃないと思うんですよね。

どうして毎回毎回、特別職と議員についてを上げるのか、ちょっとお願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいまの板倉議員の、議員の報酬と蟹江町特別職の職員の常勤のものが一括で上げられる理由についてのご質問かと思しますので、それについてご答弁させていただきます。

まず、職員につきましては、議員のおっしゃるとおりで、人事院勧告を受けて、一般職につきましては条例改正をさせていただいております。その中で、常勤の特別職と議会議員の皆様は、条例第4条で、期末手当は、一般職の職員の例による。また、議会議員の皆様は、条例第6条第2項中において、一般職の職員の例により算出した額と規定されており、改正理由が同一のものでありますので、分けずに、蟹江町の場合は、条例改正の理由が同一の場合であれば、併せて改正を上げさせていただくということでやらせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

併せて条例改正するという事です、毎回ね。それが、いまいち本当にそうなのかっていうことで、今回も国会議員についても、いわゆる総理大臣にしても、当面の間見送るとして
いるんですよ。

そんな中で、今回は本当に町民の皆さん自体が、今の物価高で大変苦しくて、その中でも賃金が追いついていない状況もある中で、一般職の給与を上げていくというのは、やっぱり必要だと思うんですよ。

ただ、特別職、選挙で選ばれた私たちとか、町長にしても、本当に町民の理解が得られるのか、今の現状をね。その辺をいま一度、毎回毎回、ここ数年は毎年で上がっている。一時期、下がったこともあるけれども、上げている状況で、もう毎年続く物価高に対応して、苦しい思いをして、後から地方交付金の上程もあるんだけど、そんな状況で、実際、町長どう思います、今の状況を。

(どう思いますって言われてもの声あり)

言われて、もうやっぱり皆さんが苦しんでいるで、俺は、引上げは見送って、そのぐらい決断できないもの。

○町長 横江淳一君

今の板倉議員の質問に答えます。ちょっとすみません、声が。

人事院勧告だから上げなきゃいけないということではなくて、そういう案がありますので、それはそれでいいんですけども、議員さんもそうですけれども、我々特別職も、じゃ、我々だけが特別扱いですか。それは違うと思います。物価高で苦しんでいるのは、一般の人、それから議員さんだってそれはあると思います。蟹江町だけじゃなくてね。だから、それを我々は考えたほうがいいのかな。

ただ、私の給料が高いとか、皆さんの給料が安いとか、そういうことではなくて、実際、報酬委員会、34年開かれていないわけですね。本来は開くべきだという議員さんの意見もあるということを知っています。それは、僕は、適切な報酬をもらうのも議員の役目だと思っておりますので、決してそれを華美なお金をもらっているとは、私は思っておりませんし、ましてや議員さんも僕はそうだと思います。これからの活動で、当然、生活費、それから活動費も要ると思いますので、そのところをご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

ご理解ということで、本当、蟹江町でも、本当にずっと報酬委員会ないんだよね。ある意味、じゃ、今の手当が現状に合っているのか、その問題も含めて、やっぱり考えていかないといけないんじゃないかなと、現状ね、とは思いますので。

今回は期末手当、そういうこともやっぱり本当、思っただけで考えていただきたいと思います。
以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第68号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第2 議案第69号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第69号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど一部改正要点において説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。下の部分になります。

提案理由。この案を提出するのは、令和6年の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、必要があるからである。

なお、19ページから29ページまでは、新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

30ページをお願いいたします。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正要点。

第1条関係。別表第1、報酬表の改定。

第2条関係。第6条（地域手当に係る報酬）。現行が100分の6のところを令和7年度に

おきましては、100分の7に、令和8年度におきまして、100分の8に改正していくものでございます。

別表第1、報酬表の改定。技能労務職員、その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で町長が規則で定めるものの項に限る。

附則。第1条（施行期日等）。第1項、第1条の規定は、公布の日を、第2条の規定は、令和7年4月1日を施行日とした。第2項、第1条の規定による改正後のパートタイム会計年度給与条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとした。

第2条（給与の内払）。改正後のパートタイム会計年度給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のパートタイム会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなすことを規定した。

第3条（号給の切替え）。令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1（2）の報酬表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とすることを規定した。

第4条（切替日前の異動者の号給の調整）。切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の新号給については、その者が切替日において当該異動等をした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができることを規定した。

第5条（令和8年3月31日までの間における地域手当相当額に関する経過措置）。切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当相当額は、基準額に100分の7を乗じて得た額とすることを規定した。

第6条（規則への委任）。この条例の施行に関し必要な経過措置を規則に委任することを規定した。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回、パートタイム会計年度任用職員の給与と費用弁償の条例の一部改正で、改正要点、今、部長のほうからあったんですけれども、いまいち分かりにくいんですよね。今回は、地域手当に関する報酬の引上げということだと思っただけなんですけれども、あと、施行日の関係で、給与の内払ってありますよね。

内容として、改正後のパートタイム会計年度給与条例の規定による給与の内払いとみなすことに規定したということで、ちょっとこの規定内容について、もう少し補足的にお願いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

ただいま板倉議員の内払いについてというところで、もう少し詳しくというご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

この内払いという表現につきましては、既に払っているものを含まますというのが、簡単に申し上げると、そのような言葉の意味になりますので、それはどういうことかといいますと、今回、条例改正をさせていただいて、上昇分についてお支払いをさせていただくんですけども、既に今年度支払っている令和6年6月分と12月分のボーナス分というのは、もう既に払ってありますよ、それで、本来払うものの既に払っている分は払ってあるので、残りの上昇分だけ払いますという意味合いになります。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

上昇した分だけ、給与に含んで支払うということです。それが給与の内払い、同じように遡及して、令和6年4月1日まで遡って、引き上げた分をいつからの分で遡及して、給与の内払いとするのか、ちょっとその確認をお願いします。

○総務課長 藤下真人君

今回のパートタイム会計年度任用職員の改正に基づいて、遡及して支払う金額につきましては、今、予定しておりますのは、今日ご可決いただければ、翌年、令和7年1月16日に遡及分を支払う予定としております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

今日決まれば、もう、1月の給与のほうから反映していくということですね。

もう一つ、最後ですけれども、今回、この給与改定に当たって、まず会計年度職員について、どのくらい町として、負担というわけじゃないんですけれども、どのくらい上がりそうなんですか。それだけお願いします。

○総務課長 藤下真人君

影響額については、特別会計も含めまして、パートタイム会計年度任用職員の影響額は5,211万4,000円という試算となっております。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第69号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第3 議案第70号「蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第70号「蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について」。

蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど一部改正要点において説明させていただきます。

では、30ページをお願いいたします。提案理由となります。

提案理由。この案を提出するのは、令和6年の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い必要があるからである。

なお、31ページから48ページまでは、新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

49ページをお願いいたします。

蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正要点（第1条関係）。第20条（期末手当）。第2項（再任用職員以外の職員）。令和6年12月期の支給割合について、100分の122.5から100分の127.5に改正。第3項（再任用職員）。令和6年12月期の支給割合について、100分の68.75から100分の71.25に改正。

第21条（勤勉手当）。第2項、第1号（再任用職員以外の職員）。令和6年12月期の支給割合について、100分の102.5から100分の107.5に改正。第2号（再任用職員）。令和6年12月期の支給割合について、100分の48.75から100分の51.25に改正。

別表第1及び別表第2、行政職給料表（一）及び行政職給料表（二）の改定。

第2条関係。第6条（初任給、昇格、昇給等の基準）。昇給に関する行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の規定を削る。

第12条（扶養手当）。配偶者、現行6,500円を令和7年度3,000円に、令和8年度において

廃止する改正。子（1人あたり）について、現行1万円を令和7年度1万1,500円に、令和8年度1万3,000円に改正する。

第13条。規則に規定するため削除。

第13条の2（地域手当）。現行100分の6を令和7年度100分の7に改正。令和8年度100分の8に改正。

第14条（住居手当）。配偶者の定義の明確化。

第15条（通勤手当）。支給限度額を5万5,000円から15万円に引上げ。

第15条の2（単身赴任手当）。新たに給料表の適用を受ける職員が単身赴任手当を受給できることを規定した。

第19条の2（管理職特別勤務手当）。午前0時から午前5時までと規定している支給対象時間帯を、午後10時から午前5時までとすることを規定した。

第20条（期末手当）。第2項（再任用職員以外の職員）。令和7年6月期の支給割合について、100分の122.5から100分の125に改正。令和7年12月期の支給割合について、100分の127.5から100分の125に改正。

第3項（再任用職員）。令和7年6月期の支給割合について、100分の68.75から100分の70に改正。令和7年12月期の支給割合について、100分の71.25から100分の70に改正。

第21条（勤勉手当）。第2項、第1号（再任用職員以外の職員）。令和7年6月期の支給割合について、100分の102.5から100分の105に改正。令和7年12月期の支給割合について、100分の107.5から100分の105に改正。第2号（再任用職員）。令和7年6月期の支給割合について、100分の48.75から100分の50に改正。令和7年12月期の支給割合について、100分の51.25から100分の50に改正。

第3条関係。蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第15条を改正することにより、暫定再任用職員への住居手当を支給することを規定した。

附則。第1条（施行期日等）。第1項、第1条の規定は公布の日を、第2条及び第3条の規定並びに附則第3条から第7号までの規定は、令和7年4月1日を施行日とした。第2項、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとした。

第2条（給与の内払）。改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすことを規定した。

第3条（号給の切替え）。令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において蟹江町の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表に適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び

同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とすることを規定した。

第4条（切替日前の異動者の号給の調整）。切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の新号給については、その者が切替日において当該異動等をした場合との権衡上必要と認められる限度において町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができることを規定した。

第5条（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）。切替日から令和8年3月31日までの間は、配偶者については3,000円、子については1万1,500円支給することを規定した。

第6条（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）。切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当の月額、給料、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に100分の7を乗じて得た額とすることを規定した。

第7条（単身赴任手当に関する経過措置）。単身赴任手当については、切替日前に新たに職員となった者にも適用することを規定した。

第8条（規則への委任）。この条例の施行に関し必要な経過措置を、規則に委任することを規定した。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

最後というか、蟹江町の一般職の給与に関する条例なんですけれども、今回、第1条関係の期末手当は、一番最初にあった特別職とかの期末手当の変更と同じなんですけれども、2条関係が、今回、今までになく変わっていると思うんですけれども、この2条関係、例えば、最初のうちの昇給に関する職務の級、これ7級であるもの等の規定を削るから始まって、扶養手当、特に配偶者について、最終的に令和8年度廃止ということで書いてあるんですけれども、現行で来年度3,000円にして、8年度に廃止、これってどうしてなくしていくのか。子は、その分1人当たり支給を増やしていくんですけども、その辺の関係が……あと、ほとんどが引上げでなっているんですけれども、この配偶者と職務の級の7級であるの規定を削るというのについて、今までと違った内容をお願いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉議員のご質問、前半の第1条の部分についてはボーナスの関係で、2条以降についてというのが、実際の話、例年と少し違っておりますので、そういったものを含めまして、少し答弁させていただきたいと思います。

まず、今回の人事院勧告の中では、昨年も含めまして、初任給の大幅な引上げ、これが1

条の関係のほうにはなるんですけども、それと、管理職の職責重視の体系を刷新、通勤手当の上限額を引き上げたり、また、地域手当を都道府県単位に広域化、配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額ということで、これが今回の人事院勧告の大きな概要の部分になります。

それを受けまして、国の国家公務員の人事給与の改正に基づいて、それを参考にとするか、蟹江町の職員の条例の改正をしておるとい流れになります。

その中で、まず地域手当、改正の概要と重複してしまうんですけども、先ほどの地域手当の改正は、都道府県単位ということで、愛知県につきましては、4級地という段階になりまして、8%ということになりました。

現行6%になるので、段階的に、基本的には1年ずつ1%上昇していく。ですので、令和7年度は7%、令和8年度は8%ということで、改正をするという内容が今回の条例改正の地域手当の改正についてになります。

また、扶養手当の見直しにつきましては、先ほど板倉議員もお話ししていたとおりで、配偶者を2年後、令和8年度に廃止になりまして、それを段階的に、今、現行が6,500円、その半額弱で、令和7年度は3,000円、令和8年度廃止する。

その代わりに、扶養の子の1人当たりを、現行1万円を2年後には1万3,000円にするというところで、段階的に令和7年度は、その半額の1万1,500円という条例改正をさせていただいております。

また、そのほかにも管理職の特別勤務手当の支給対象額の拡大ということで、深夜の時間帯を少し、夜中の午前零時から午前5時を午後10時からというふうに対象時間の拡大をしている改正であったり、通勤手当の引上げということで、現行5万5,000円が15万円になっていると。

これにつきましては、国家公務員のを参考にしておるところで引き上げておりますが、該当者、蟹江町は今の現行以上を支払うということはないというところですが、改正は、同様にしておるといことになります。

あと、同様に単身赴任の手当についても国家公務員を参考にしております。

あと、住居手当につきましても再任用職員にも対象を広げておるといところの改正が行われているというのが、まず大きなものになります。

それと、ちょっと長くなってしまいうんですけども、こちらのもう一つの改正が、給与表が、今回、給与表の改正をしておるんですけども、令和7年4月1日の時点で、表の切替えをしているというのがありますので、これがちょっと説明しても分かりづらい部分があるんですけども、条例改正の中の、今回、議案でお示しさせていただいた、例えば、21ページ目をご覧ください。

こちらは、行政職の給料表の適用を受ける職員の新号給という形で、例えば、蟹江町の場合

合は、5級が課長級の管理職になるんですけれども、例えば、旧号給という形が20号給の場合、22ページ目を見ていただきますと、一番左側の欄に20と書いてあるところを職務の級、5級で下に移っていきますと、12と書いてあります。20が12になるということで、号給が令和6年度中は5級の20号給という給与表を活用しておるんですけれども、令和7年4月1日からは、その20号給を12号給にするという切替えの作業、切替えをするということで、この条例改正がありますので、これが一番、特に今回の改正の中で例年と違うものとなっております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

分かりにくいんですけれども、手当が大分変更になって、管理職も結構引き上がるということなんですよね。今までの通常だと、管理職じゃない一般職だけ上げが多かったんですけども、管理職についても今回は引き上げて、今言った20で12と言われても、僕らあまりびんとこないんです、実際の話。

その辺を含めて、管理職の手当も増やすことも本当に大事で、今まで確かに初任給とか引き上がってきている状況であります。

最後の地域手当については、愛知県の号があって、それで合わせて並行してやっていって、扶養手当の配偶者、国の制度だからと、国の関係もあると思うんだけど、配偶者を最終的になくすというのはどうしてなんですか。ちょっとそれって分かりますか。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ただいまのご質問なんですけれども、今回、今回というか、人事院勧告というのは、まず民間の給与を調査されて、それに基づいて出てくるものでありますので、やっぱり、今、このご時世というか、民間の中で、そういった扶養手当、配偶者の関係の手当が大分少なくなってきた。反対に、子供に対しての手当のほうが厚くなってきたというようなところを参考にしながらの人事院勧告ということだと思います。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。

配偶者についてお伺いします。

配偶者の定義を明確化するとありますが、40ページのところに、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とあります。これは、どなたがそういった事情を酌んで判断するのでしょうか。お願いします。

○総務課長 藤下真人君

ただいまの40ページですかね、判断につきましては、職員間の申出により、給与担当が支払いの事務をしておるんですけれども、それにつきましては、全てにありますが、職員の単独の判断ではなく、決裁という決定事項において判断をしまして支払いをします。

また、こちらにつきましては、共済組合等もありますので、そういったところとも調整をしながら判断をしていくということになると思います。

以上です。

○1番 多田陽子君

では、こちらはいわゆる同性婚などのパートナーシップ制も同様に考えられるのでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

それにつきましても、判断の一つとして検討していくということになります。

○総務部長 鈴木 敬君

すみません、私のほうから少し補足的な答弁になりますが、先ほど議員がおっしゃられた40ページのところは、ここから見て右側が旧の条例になり、こっちの左側のほうが新のほうになりますので、これまで配偶者として掲げられていたものがなくなっていくよという話なんですけれども、ただ、議員がおっしゃられたように、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者というのは、課長が答弁させていただいたとおり、それぞれの保険ですとか、うちですと共済組合なんかに係っているところもそういう規定に基づいてやっていくという形になっていくと思います。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第4 議案第71号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第71号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）」。

令和6年度蟹江町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,726万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,699万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第9号の補正予算案につきましては、低所得世帯の負担を軽減するための支援金を交付する事業ですとか、学校、保育所給食費等の負担を軽減するための経費、それから、令和6年度の人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員に対する給与、報酬などの経費増額の計上をさせていただいているところでございます。

歳入予算の補正につきましては、これらの事業を実施するための重点支援地方交付金ですとか、前年度繰越金などを計上させていただいております。

それでは、歳入の補正になります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、2目教育費負担金、補正額、減額の2,913万7,000円。教育費負担金としまして、内訳としまして、小学校給食費保護者負担金、それから、中学校給食費保護者負担金を減額するものでございます。

続きまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額1億4,880万円。こちら社会福祉費補助金としまして、重点支援地方交付金（低所得世帯支援給付金事業（非課税世帯））から重点支援地方交付金（保育所給食費等支援特別給付金給付事業）を合計したものでございます。

それから、続いて、6目教育費国庫補助金、補正額3,394万8,000円。学校給食費補助金としまして、同じく重点支援地方交付金（学校給食費全額補助事業）、それから重点支援地方交付金（学校給食費物価高騰対策支援事業）の合わせたものとなっております。

それから、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,635万7,000円。財政調整基金の繰入金としまして、1,635万7,000円を計上させていただいております。

続いて、20款1項1目繰越金、こちら前年度繰越金としまして、6,729万6,000円を計上させていただいております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出予算の補正につきましては、1款議会費から9款教育費まで令和6年の人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員に対する給与、報酬などの増額が中心となっておりますので、その事業以外のものを中心に説明させていただきます。

では、14ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1億3,940万1,000円。

説明としまして、15ページ、下から2段目になります。

国民健康保険繰出事業、こちら国民健康保険事業特別会計において計上されておりますパートタイム会計年度任用職員の人件費の増額に充当される繰出金となります。

17ページをお願いいたします。同じく説明2段目になります。

低所得世帯支援給付金事業（非課税世帯・こども加算分）、こちら職員手当、時間外手当から補助金、低所得世帯支援給付金（非課税世帯・こども加算分）まで合わせまして1億3,477万5,000円となっております。

内容につきましては、令和6年度における住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり3万円を支給します。また、給付の加算としまして、支給対象者の世帯員であります18歳以下の児童1人当たり2万円を支給する事業でございます。

それから、続いて同じくページ、2目老人福祉費、補正額68万2,000円です。

説明の欄、下から3行目になります。

後期高齢者医療保険特別会計繰出事業、こちら後期高齢者医療保険特別会計において計上されておりますパートタイム会計年度任用職員の人件費の増額に対して充当される繰出金でございます。

18ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額2,155万8,000円。

説明としまして、上から4段目ですね。

保育所給食費等支援特別給付金給付事業、金額としまして1,402万5,000円。こちら重点支援交付金を活用し、物価高騰等の影響を受ける子育て世帯に対しまして、保育所給食費等の負担軽減のための特別給付金を支給するものでございます。こちら町の独自の事業となっております。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催します。全員協議会は協議会室にて行いますので、移動のほうをお願いします。

(午前10時02分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 水野智見君

議案第71号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）」の提案理由の説明が終わり

ましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

ちょっと確認させていただきたいのは、先ほどの重点はちょっと置いておいて、職員の給与の関係で、先ほど上程された条例改正で、パート会計年度職員について、合計すれば多分出ると思うんだけど、5,200万円で、一般職ってどのぐらいなんですか。パートでこれだけかかってくると。ちょっとお願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、一般職の増額分の総額につきましては、3,635万円になります。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

3,635万円。そうすると、パートって先ほど聞き間違い。5,200万円って何か言っていたよう。一般職のほうが少ないんですか。それってどんなあんばいで、あんばいというのか、状況でなっているのかお願いします。

○総務課長 藤下真人君

今回の人事院勧告につきましては、先ほど申し上げました職員の給与については、若い世代の大幅改定ということで、パートタイム会計年度任用職員の給与体系が、年齢ということではないんですけれども、1級を採用している者が多くて、そのほかは2級ということで、上げ幅の大きい級というのが1級、2級になりますので、その兼ね合いで職員よりパートタイム会計年度任用職員の総額が増えるということになります。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第71号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第5 議案第72号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、よろしくお願ひいたします。

ご提案申し上げます。

議案第72号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」。

令和6年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,347万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額66万1,000円。こちらは事務費等繰入金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額66万1,000円。説明といたしましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬が49万7,000円、パートタイム会計年度任用職員の期末手当が8万8,000円、同じくパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当が7万6,000円、計66万1,000円でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第72号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第6 議案第73号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

引き続き、よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第73号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」。

令和6年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,848万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、3目事務費繰入金、補正額9,000円。事務費繰入金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額9,000円。こちらは、パートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第73号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第7 議案第63号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」

日程第8 議案第64号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について」

を一括議題とします。

本2案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 石原裕介君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○総務民生常任委員長 石原裕介君

総務民生常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る12月10日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第63号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、来年度が期限である自治体情報システムの標準化進捗状況について、説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、標準化に向けて事務を進めており、最終段階に入っているという内容の答弁がありました。

次に、町単独の独自施策は、自治体情報システムの一元化でどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、自治体で、まず、ある程度決まった業務を一元化していき、独自のものについては、一旦、標準化からは除いて進めている。システムに関しても、独自のものについては、まず除外し、標準仕様書に合わせた調整を行っているという状況であるという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町手数料条例の一部改正について、手数料に変更はないかという内容の質疑がありました。

これに対し、部や課の順番を入れ替える条例改正であり、手数料に変更はないという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第63号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、条例改正について、文言の整理と見受けられるが、詳しい説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が改正されたことに伴い、蟹江町の条例で引用している部分でも項ずれが起きたため、改正するものであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第64号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第7 議案第63号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第64号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、総務部次長兼税務課長の退席と、民生部次長兼環境課長、健康推進課長の入場を許可します。

職員入替えため、暫時休憩とします。

(午前10時50分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時51分)

○議長 水野智見君

日程第9 議案第65号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。
本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

ここで、民生部次長兼環境課長、健康推進課長の退席と、介護支援課長の入場を許可します。総務課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前10時52分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時53分)

○議長 水野智見君

日程第10 議案第66号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第11 議案第67号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

若干、ちょっと教えていただきたいのが、歳入歳出でもある補助金のところで、国庫補助金と県の補助があるんですけども、そこで11ページにあるように、一般管理費の補助金で介護施設整備事業費補助金であって、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金、これ、それぞれ国と県なんだけれども、これって具体的に何が違うのかお願いします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えいたします。

それぞれ補助金の目的が違っておまして、要綱も違っておりますので、補助金の出どころが違いますので、それぞれ予算が組まれているところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

出どころ違うのは分かるんですよ。同じような整備費用だと、補助金だと思うんだけど、出どころが違って、どんなことに使われているのか、ちょっとそこが知りたかったのでお願いします。

○介護支援課長 松井智恵子君

失礼いたしました。では、ただいまの質問にお答えをします。

11ページの上のほうにあります介護施設等整備事業補助金につきまして、まず説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、本年の6月議会において補正予算認めていただきました介護施設の移転に係る補助金につきまして、議決をいただいた後に、単価を引き上げる改定が実施されておりまして、そちらの差額分を今回、補正予算として上げさせていただいたものでございます。

続きまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金につきまして、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、防災改修等支援事業といたしまして、介護施設から国の補助金を利用してLPガス非常用発電機を整備したいと申出を受けたものでございまして、町を通じて補助金を交付させていただくものでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

何か聞いてとってもよく分かんないんですけども、確かに6月議会的时候に介護施設の整備のほうで議決があつて、その関係で、空間整備事業っていうのが本当によく分かんなくて、今、ガス等の、何て言ったんだっけ、ちょっとその辺もうちょっと詳しく、できればお願いします。

○介護支援課長 松井智恵子君

2点目の補助金につきまして、防災改修等支援事業の中の一つのメニューといたしまして、LPガス非常用発電機を整備に係る補助金でございます。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第12 発議第4号の「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」を議題とします。

提案説明を求めます。伊藤俊一君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 伊藤俊一君

発議第4号「愛知県私学助成の拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年12月24日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

同じく、佐藤茂、同じく、安藤洋一、同じく、山岸美登利、同じく、吉田正昭、同じく、飯田雅広、同じく、板倉浩幸。

朗読をもってご提案申し上げます。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両論体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置づけられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ、令和2年度以降、愛知県では、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子供たちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収720万円～840万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の1/2補助）は約35万円、年収840万円～910万円世帯（国の就学支援金118,000円補助）は約54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両論」「公私連携」に照らせば、「全ての子供が私立も自由に選択できる」ことが大前提であり、「公私格差の解消」はその根幹である。

よって当議会は、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和6年12月24日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事でございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

(11番議員降壇)

○議長 水野智見君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第13 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定しました。

○議長 水野智見君

お諮りします。

精読となっていました議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第69号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第70号「蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について」、議案第71号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」、議案第72号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」、議案第73号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、6案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第14 議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第68号に反対の立場から討論させていただきます。

そもそも公務員は、その地位と特殊性と職務の公共性から労働基本権の制約を受けており、民間の従業員のように、使用者との交渉によって給与や勤務時間を決めることはできません。このため、人事院が必要な給与改正について、国会と内閣に勧告をし、それに基づいて国家公務員の給与が改定されます。これは、人事院勧告と呼ばれ、民間企業従業員と国家公務員の給与の水準を合わせることを基本に行われています。また、国家公務員に準じて、地方公務員にも準用されています。

そもそも今回の人事院勧告は、一般職に向けられたものであり、町議会議員、または特別職に向けられたものではありません。さきの国会でも日本共産党も賛成した特別職給与法では、附則において、国会議員から任命された内閣総理大臣等の月例給及び特別給、期末手当は、現下の諸情勢に鑑み、当分の間、据え置くこととされています。今の情勢を考えると、単純に引き上げることはできないと、政府と国会も判断をされていました。

今、町民は物価高騰に賃金の引上げが追いつかず、深刻な打撃を受けております。町民が物価高の下で苦しんでいる今、私たち町議会議員や町長の期末手当の引上げに、町民の理解が得られるかと考えさせられるものがあります。

このような状況の下で、特別職の報酬と期末手当、また、議員の一般職に準じて機械的に引き上げることは賛成できません。当面の間、国のように据え置くことを求め、反対討論とさせていただきます。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 佐藤 茂君

14番 佐藤茂です。

私は、蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、議員及び特別職の職員で常勤のもの給与の期末手当の支給割合を引き上げるために必要な条例の改正であり、適正なものと考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第15 議案第69号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第16 議案第70号「蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第17 議案第71号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第71号の「令和6年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」について、反対の立場から討論させていただきます。

今回の補正予算は、先ほどの議案第68号の蟹江町議会議員、特別職の期末手当が遡及されて計上されており、反対理由としては、先ほどの第68号と同じ理由により反対であります。

よって議案第71号について、反対といたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○7番 三浦知将君

7番 新政会 三浦知将です。

私は、「令和6年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」について、賛成の立場から討論申し上げます。

今回の補正予算につきましては、まず、歳出予算は低所得世帯の負担を軽減するための支援金を交付する事業や学校、保育所給食費等の負担を軽減するための経費、令和6年の人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員に対する給与、報酬等の増額などが計上され、全体で2億3,726万4,000円の増額となっております。

また、歳入予算の補正は、これらの事業を実施するための重点支援地方交付金や前年度繰越金などが歳出予算と同額計上されております。

今回提案されている補正予算は、物価の高騰が長引いている中で、その影響を強く受けている低所得世帯や子育て世帯の負担を軽減するための経費や、町がその業務を適正に運営していくための経費であり、どれも必要不可欠なものと考えております。

引き続き、町政の発展が将来にわたり持続可能なものとなるよう、今まで以上に健全な町財政が堅持されることを要望し、議員各位のご賛同をお願い申し上げて、本議案についての

賛成討論といたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

議案第71号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第18 議案第72号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第19 議案第73号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和6年第4回蟹江町議会定例会を閉会します。

(午前11時20分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

蟹江町議会議長

水 野 智 見

8 番 議 員

吉 田 正 昭

9 番 議 員

加 藤 裕 子